

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告
(西原町立認定こども園給食業務委託)

西原町立認定こども園給食業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するため、次のとおり公告する。

令和 7年 7月 15日

西原町長 崎 原 盛 秀



1. 業務概要

(1) 委託業務名称

西原町立認定こども園給食業務委託

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(3) 委託業務の目的

本業務は、幼児期の発達・発育段階に応じた栄養管理がされた献立作成、食品の発注、検収、保管、調理、こども園への配送・回収、食器類の洗浄、保管、残菜・残飯の処理、その他これらに付随する業務を行い、園児・職員へ給食を提供することを目的とする。

2. 応募資格要件

応募することができる業者は、次の要件の全てに該当すること。

(1) 現在、保育所、こども園、幼稚園、学校の給食又は特定の人を対象とする集団給食の調理業務を営んでいること。

(2) 食品衛生法第52条（昭和22年法律第233号）に規定する「飲食営業の許可（仕出し）」を保健所から受けていること。

(3) 過去3年間、食品衛生に関し、営業停止や許可取り消し等の行政処分を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

② 本町から指名停止措置をうけている者

③ 国税及び地方税を滞納している者

- ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の者
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

3. 応募方法等

（1）応募に係る関係資料の交付期間

公示日から令和7年7月30日（水）まで

（2）交付場所及び方法

西原町役場福祉部こども課窓口及び西原町ホームページへの関係資料の掲載

4. 参加意向申出書等の提出

（1）応募に係る関係資料の交付期間

公示日から令和7年7月30日（水）12時00分まで（必着）

（2）提出場所及び方法

西原町役場福祉部こども課窓口まで持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに必着であることに留意すること。

5. 企画提案書等の提出

（1）提出期限

プロポーザル関係書類提出依頼日から令和7年8月6日（水）12時00分まで（必着）

（2）提出場所及び方法

西原町役場福祉部こども課窓口まで持参で提出すること。なお、持参する際は事前連絡のうえ持参すること。

6. 評価基準等

提出された企画提案書等は、実施要項に定めるところにより審査し、優先交渉権者を特定するものとする。

7. 公募スケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| （1）公募開始日 | 令和7年7月15日（火） |
| （2）質問締切日 | 令和7年7月22日（火） |
| （3）質問回答日 | 令和7年7月25日（金） |
| （4）参加意向申出書等提出締切日 | 令和7年7月30日（水） |

(5) 参加資格審査結果通知書	令和7年8月 1日 (金)
(6) 企画提案書等提出期限	令和7年8月 6日 (水)
(7) プレゼンテーション審査	令和7年8月13日 (水)
(8) 審査結果通知 (優先交渉権者特定通知)	令和7年8月15日 (金)
(9) 委託契約締結	令和7年8月下旬

8. その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (2) 本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 応募書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果を生じる責任は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 本件の参加において、企業連合といった2社(者)以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (7) 受託者は委託業務の全部を一括して第三者に再委託は不可とする。また、あらかじめ町の承諾を得たうえで、業務の一部を他人に請け負わせる時は、食品衛生および公衆衛生に関する法令等を遵守できる者に対してのみ、再委託することができる。
- (8) 提出された書類は、情報公開の請求により西原町情報公開条例に基づき開示することがあるため、開示に支障がある部分については、応募時に書面(任意様式)にて申し出ること。

問い合わせ先

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140-1

西原町役場 福祉部 こども課 幼稚園こども園係

☎ : 098-945-5311 / FAX : 098-945-6551